

四日市市告示第435号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和53年四日市市規則第7号）第3条第1項の規定により公告する。

平成29年 8月18日

四日市市長 森 智広

1 意見の聴取の期日

平成29年9月7日（木）午後2時

2 意見の聴取の場所

大矢知地区市民センター 2階大会議室

3 意見の聴取の事項

四日市市大矢知町出来山地区建築協定について関係人からの意見の聴取

（都市整備部建築指導課）